

川口都市計画地区計画の変更 (川口市決定)

都市計画川口1丁目1番地区地区計画を次のように決定する。

名 称	川口1丁目1番地区 地区計画	
位 置	川口市川口1丁目及び栄町3丁目の各一部	
面 積	約2.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR川口駅東口の南に位置し、川口の中心市街地の一角を成しているにもかかわらず、国鉄清算事業団の大規模未利用地が存するほか、旧来の低層木造家屋が連担しているため、市街地再開発事業による土地の高度利用と商業・業務機能の集積及び都市型住宅の供給が計画されている地区である。 このため、良好な都市環境の確保を図りつつ、埼玉県の玄関口として、また川口の中心市街地として、ふさわしい魅力ある都市空間の形成と、適正な建築物用途の立地を誘導し、事業完了後もこれを維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針	土地の高度利用により、駅直近部には商業・業務機能を集積し、その南側には都市型住宅の整備を図る。併せて都市景観の向上とゆとりある空間の創出に配慮し、川口市の中心市街地の核にふさわしい施設配置とする。
	地区施設の整備方針	市街地再開発事業に伴い整備される公共施設と連動し、その機能を補完するために、各種動線を配慮しながら、敷地内に魅力ある歩行者用動線と、広がりを持った共用空間の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	商業施設、ホテル、超高層の都市型住宅を中心配置するものとし、これらの機能を損なう用途の制限を行い、併せて壁面の位置の制限等を定めることにより憩いと賑わいのある公共空間の確保に努め、優れたデザインを有し川口のシンボルとなるような施設建築物の整備を行う。

「区域は計画図表示の通りとする」

理 由 良好的な都市環境への誘導・形成を行い、中心市街地の核としての商業・業務等の機能集積を図り、かつその保全を図ることを目的とする。